税のお知らせ

お問い合わせは　税務課
☎0859-54-5202

軽自動車税の減免

障害のある方が所有する軽自動車などについて、軽自動車税の減免を受けようとされる方は、軽自動車税の減免申請手続が必要です。

なお前年度に減免を受け、対象車両に変更がない方は、継続して減免となるため、申請手続きは不要です。

◆対象車両

次のいずれかの要件をみたす軽自動車など

○身体に障害のある方が所有する軽自動車などで、本人または家族が運転するもの

○18歳未満の身体に障害のある方、または精神に障害のある方と生計を同じにする家族が所有し、運転する軽自動車など

◆受付期限　4月21日（水）

◆必要なもの

軽自動車税納税通知書、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているもの）印鑑、運転免許証

平成22年度 固定資産税の縦覧・閲覧

固定資産の縦覧（閲覧）期間は次のとおりです。固定資産の縦覧とは、納税者が所有する土地・家屋の価格が適正であるかどうかを確認するため、縦覧帳簿により他の土地・家屋の価格と比較することができる制度です。

また縦覧期間に併せて、固定資産名寄台帳が無料で閲覧できます。

《縦　覧》・・・縦覧台帳

◆期間　4月1日～5月31日
※土・日・祝日を除く

◆場所　税務課

◆縦覧できる方

土地または家屋を所有する納税者（課税標準額が免税点未満の方は税負担がないため、縦覧はできません）

※土地、家屋のいずれか一方の資産を所有している方は、その資産のみの縦覧となります。

※納税管理人、同居の家族も縦覧できます。

◆縦覧できる内容

○土地・・所在、地番、地目、地積、価格

○家屋・・所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

※所有者・課税標準額の記載はありません。

◆縦覧に必要なもの

本人確認できるもの（納税通知書（（前年度分でも可））運転免許証など）

◆手数料　無料

◆その他　縦覧帳簿のコピーはできません。

縦覧・閲覧はお気軽に…

《閲　覧》・・・名寄台帳

◆期間　通年

◆場所　税務課・大山支所総合窓口課・中山支所総合窓口課

◆閲覧できる方

納税義務者、納税管理人、同居の家族

◆閲覧に必要なもの

本人確認できるもの（納税通知書（（前年度分でも可））運転免許証など）

◆手数料

5月31日までの間は無料。

※6月1日以降は台帳1冊につき閲覧（2時間以内）に200円が必要（最初の2時間以降、2時間ごとに200円を追加）

◆その他　名寄帳のコピーは1枚20円。

お知らせ

平成22年度 大山町特定新規学卒者就職促進奨励金

中学校・高等学校・専門学校などを新規に卒業される方のうち、身体障害者手帳を持ち、就職される方に、就職促進奨励金を支給します。

◆支給額　25000円

◆手続き期限　4月30日

◆対象者

次のいずれかに該当する方（保護者または世帯主の住所が大山町内にある方）

○身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

○社会的事情により就職が著しく阻害されている方

◆申請場所　人権推進課または各支所総合窓口課

◆必要なもの

○印鑑

○身体障害者手帳など

○採用通知書など

◆問い合わせ先

人権推進課
☎0859-54-2286